

証券コード 4490
2022年5月16日

株主各位

東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
住友不動産青葉台ヒルズ9F
株式会社ビザスク
代表取締役CEO 端羽英子

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席はできるだけお控えいただき、書面によって議決権行使いただきますようお願い申しあげます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月30日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年5月31日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
住友不動産青葉台ヒルズ 10F
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項 報告事項 1. 第10期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以上

当社ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

(アドレス<https://visasq.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

1. 事業報告の新株予約権等の状況
2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
3. 計算書類の株主資本等変動計算書
4. 連結計算書類の連結注記表
5. 計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://visasq.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

当社の株主総会では、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡散防止のため、以下のとおりの対応をさせていただきます。

・本年は、株主の皆様の感染リスクを避けるため、可能な限り会場への来場を見合わせ、書面により議決権行使していただくことをお願い申し上げます。特に、基礎疾患のある方、妊娠されている方、ご高齢の方は、ご慎重なご判断をお願い申しあげます。

・ご来場の株主様におかれましては、株主総会時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、会場設置のアルコール消毒液による消毒、検温、他の株主様との間隔の確保にご協力をお願い申しあげます。

・株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

・新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止のための必要な対応（他の株主様との一定の間隔を確保するため会場の座席数を制限させていただきますので入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対して入場のお断りや退場をお願いする場合があること、海外から帰国されてから厚生労働省の定める待機期間を経過していない株主様に対して入場をお断りする場合があること等）を講じることがあることをご理解くださいますようお願い申しあげます。

・新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)監査等委員会設置会社への移行

取締役会の監督機能を一層強化させるとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

なお、本変更の効力は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2)株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供措置が新設されることとなり、当社が電子提供措置を導入するために、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 電子提供措置を導入するためには、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが必要であることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供措置が導入されると、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 第5条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u> 第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)
第2章の2 A種種類株式 第11条の2～第11条の10 (条文省略)	第2章の2 A種種類株式 第11条の2～第11条の10 (現行どおり)
第2章の3 B種種類株式 第11条の11～第11条の19 (条文省略)	第2章の3 B種種類株式 第11条の11～第11条の19 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集及び議長) 第12条～第12条の2 (条文省略)</p> <p>3 代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、株主総会を招集した取締役が議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集及び議長) 第12条～第12条の2 (現行どおり)</p> <p>3 代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、当該株主総会において、株主総会を招集した取締役が議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
第14条～第16条の2 (条文省略)	第14条～第16条の2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会
(取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、7名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第17条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、7名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5名以内とする。
(取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 2 (条文省略)	(取締役の選任) 第18条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 2 (現行どおり)
(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。 (新設) <u>2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u> (新設)	(取締役の任期) 第19条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。 (削除) 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>4 会社法第329条第3項に基づく補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(取締役の報酬等) 第20条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。	(取締役の報酬等) 第20条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議により定める。
第21条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により <u>取締役の中から代表取締役1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。</u>	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。</u>
2 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	2 取締役会は、その決議により <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u>
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(取締役への委任)</u> <u>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
(取締役会の決議方法) 第25条（条文省略）	<p><u>(取締役会の決議方法)</u> <u>第26条（現行どおり）</u></p>
(取締役会の決議の省略) 第26条 取締役会の決議事項について、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u> <u>第27条 取締役会の決議事項について、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
(取締役会規程) 第27条（条文省略）	<p><u>(取締役会規程)</u> <u>第28条（現行どおり）</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会)</u> <u>第29条 監査等委員会は、すべての監査等委員で構成する。</u> <u>2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u> <u>3 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</u> <u>4 監査等委員会に係るその他の事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u> <u>第28条 当会社の監査役は3名以内とする。</u> <u>(監査役の選任)</u> <u>第29条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> <u>(監査役の任期)</u> <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(監査役の報酬等)</u> <u>第31条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。</u> <u>(監査役の責任免除)</u> <u>第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役の選定) <u>第33条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤監査役を選定する。</u>	(削除)
(監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
(監査役会規程) <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
第6章 会計監査人 <u>第36条～第37条 (条文省略)</u> (報酬等) <u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> (会計監査人の責任限定契約) <u>第39条 (条文省略)</u>	第5章 会計監査人 <u>第30条～第31条 (現行どおり)</u> (報酬等) <u>第32条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u> (会計監査人の責任限定契約) <u>第33条 (現行どおり)</u>

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計算	第6章 計算
第40条～第43条（条文省略）	第34条～第37条（現行どおり）
(新設)	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第10期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第10期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。</p>
(新設)	<p>第2条 変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の当社取締役4名は、定款の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	はし 端 羽 英 子 (1978年7月11日)	2001年4月 ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 2003年3月 日本ロレアル株式会社 入社 2007年7月 ユニゾン・キャピタル株式会社 入社 2012年3月 当社設立 代表取締役CEO 就任（現任） 2021年11月 Coleman Research Group, Inc. 取締役 就任（現任） [重要な兼職] Coleman Research Group, Inc. 取締役 [取締役候補者とした理由] 2012年の当社創業以来、当社の代表取締役として、当社グループの経営を担い、当社グループの経営に関して深い知見を有しております。 引き続き当社グループの経営に活かしていただきたく、取締役候補者としております。	普通株式 4,444,600株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	瓜生英敏 (1975年3月28日)	<p>1999年4月 ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社</p> <p>2005年3月 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー サンフランシスコ・オフィス勤務</p> <p>2006年1月 同社 投資銀行部門 テクノロジー・メディア・テレコム・グループ ヴァイス・プレジデント 就任</p> <p>2006年3月 ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）投資銀行部門 アドバイザリー・グループ ヴァイス・プレジデント 就任</p> <p>2012年1月 同社 マネージング・ディレクター 就任</p> <p>2018年2月 株式会社マネーフォワード 社外監査役 就任（現任）</p> <p>2018年2月 当社取締役CFOコーポレートグループ長 就任</p> <p>2018年9月 当社取締役COO 就任</p> <p>2021年11月 Coleman Research Group, Inc. 取締役 就任（現任）</p> <p>2022年1月 当社取締役グローバルCSO 就任（現任）</p> <p>[重要な兼職] Coleman Research Group, Inc. 取締役 株式会社マネーフォワード 社外監査役 [取締役候補者とした理由] 2018年の当社取締役就任依頼、当社グループの運営、経営を担い、当社グループの経営に関して深い知見を有しており、引き続き、特にグローバル戦略の視点からの更なる体制の強化に寄与していただきたく、取締役候補者としております。</p>	普通株式 89,450株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	ケヴィン・コールマン Kevin C. Coleman (1969年6月1日)	<p>1991年9月 Dean Witter Reynolds, Inc.. (現Morgan Stanley) 入社 Account Executive</p> <p>1996年6月 Multex Systems, Inc.,(現 Reuters) 入社 Vice President of Sales</p> <p>2002年9月 Vista Research, LLC. (現 Guidepoint Global) 入社 Director</p> <p>2003年3月 Knowledge Direct (現 Coleman Research Group, Inc.)設立 CEO 就任 (現任)</p> <p>2021年11月 当社 取締役 就任 (現任)</p> <p>[重要な兼職] Coleman Research Group, Inc. CEO [取締役候補者とした理由] 当社とColeman社との円滑な統合及びシナジーの実現のため、双方を合わせた統合会社への高いコミットメントを期待しております。また、グローバル戦略の視点からの更なる経営体制の強化を図ることを目的とし取締役候補者としております。</p>	B種種類株式 7,816株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、当社が発行するA種種類株式を所有しておりません。
3. 端羽英子氏及び瓜生英敏氏は、当社が発行するB種種類株式を所有しておりません。
4. Kevin C. Coleman氏は、当社が発行する普通株式を所有しておりません。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が再任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）とは区別して監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	堅田航平 (1979年6月14日)	<p>2003年4月 モルガン・スタンレー証券会社 (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社</p> <p>2005年10月 Och-Ziff Management Hong Kong Limited 入社</p> <p>2008年3月 ネットライフ企画株式会社 (現 ライフネット生命保険株式会社) 入社</p> <p>2013年5月 同社 執行役員CFO 就任</p> <p>2014年4月 スマートニュース株式会社 入社</p> <p>2014年8月 同社 ヴァイス・プレジデン ト 財務担当 就任</p> <p>2018年5月 Kipp Financial Technologies 株式会社 社外監査役 就任 (現任)</p> <p>2018年9月 Appier Japan 株式会社 CFO就任</p> <p>2019年5月 当社 社外取締役 就任 (現任)</p> <p>2019年7月 五常・アンド・カンパニー株 式会社 CFO 就任 (現任)</p> <p>2019年8月 株式会社空 (現 ハルモニア 株式会社) 社外監査役 就任 (現任)</p> <p>[重要な兼職] 五常・アンド・カンパニー株式会社 CFO Kipp Financial Technologies株式会社 社 外監査役 ハルモニア株式会社 社外監査役 [監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 経営・財務に関する豊富な知見を有しており、 引き続き当該知見を活かして、当社の経営について、専門的かつ客観的・中立的立場から、取 締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p>	-

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	あお 青 やま 山 まさ 正 あき 明 (1979年11月25日)	<p>2004年4月 株式会社ドリームインキュベータ 入社</p> <p>2012年6月 アイペット損害保険株式会社 取締役（非常勤） 就任</p> <p>2015年6月 株式会社ドリームインキュベータ 執行役員 就任</p> <p>2016年4月 アイペット損害保険株式会社 入社</p> <p>2016年5月 同社 執行役員 就任</p> <p>2016年6月 同社 取締役常務執行役員 就任</p> <p>2016年8月 同社 取締役常務執行役員 経営企画部長 就任</p> <p>2017年4月 同社 取締役常務執行役員 就任</p> <p>2018年9月 当社 社外監査役就任（現任）</p> <p>2019年12月 株式会社ABEJA 社外監査役就任（現任）</p> <p>2020年12月 スマートキャピタル株式会社 パートナー 就任</p> <p>2021年3月 株式会社P・マインド 社外監査役 就任（現任）</p> <p>[重要な兼職] 株式会社ABEJA 社外監査役 株式会社P・マインド 社外監査役 <small>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</small> コンサルティング会社、金融機関における豊富な経験に基づき、経営・企業成長に関する豊富な知見を有しております、引き続き当該知見を活かして、当社の経営について、専門的かつ客観的・中立的立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待いたします。</p>	-

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	うえの上埜喜章 (1970年3月16日)	<p>1993年4月 朝日新和会計社 (現有限責任あづさ監査法人)入所 2003年3月 株式会社新生銀行 入行 2013年7月 Australia and New Zealand Banking Group Limited 入社 2016年3月 ロードスター・キャピタル株式会社 社外監査役就任(現任) 2017年9月 セブンシーズ・アドバイザーズ株式会社 入社 (現任) 2018年6月 スマートキャンプ株式会社 社外監査役 就任 2019年5月 当社 社外監査役就任 (現任)</p> <p>[重要な兼職] ロードスター・キャピタル株式会社 社外監査役 <small>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</small> 監査法人、金融機関における豊富な経験に基づき、財務・会計分野に関する豊富な知見を有しております、引き続き当該知見を活かして、当社の経営について、専門的かつ客観的・中立的立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 堅田航平氏、青山正明氏及び上埜喜章氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 堅田航平氏は、当社の現任の社外取締役です。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - (2) 青山正明氏は、当社の現任の社外監査役です。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - (3) 上埜喜章氏は、当社の現任の社外監査役です。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - (4) 当社は、堅田航平氏、青山正明氏及び上埜喜章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。なお、本議案において各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は引き続き独立役員となります。
3. 当社は、堅田航平氏、青山正明氏及び上埜喜章氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としており、各候補者の選任が承認された場合は、各候補者との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年10月20日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額6,400万円以内（うち社外取締役分240万円以内）と決議いただき今日に至っております。

この度、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員会設置会社に移行した後の、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の職責や、諸般の事情を考慮し、相当と考えられる金額として、取締役の報酬額を年額6,400万円以内と設定させていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたしましたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告34ページに記載の通りであります。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役の職責や、諸般の事情を考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額540万円以内（うち社外取締役分540万円以内）と設定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ決定しており、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決され、その効力を生じますと、3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

以上

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症への対応としてワクチン接種の全国的な進展など、社会的な対応が見られ、全国的に緊急事態宣言が解除されることとなり、経済環境には持ち直しの兆候も見受けられますが、依然として一部の産業においては厳しい環境も続いているります。

当社グループが属する情報・サービス系の産業においては、持ち直しの動きがみられます。BtoB情報プラットフォーム市場の売上高規模は、2021年1月～12月の合計で3,720億円（前年同期比約23%増）となっております（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査（2022年2月公表）」の「データベース」及び「各種調査」を合計）。

このような状況の下、当連結会計年度における知見プラットフォーム事業は、一部で新型コロナウイルス感染症による影響を受けたものの、法人クライアント口座数の増加により堅調な成長を維持しました。特に、フルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスクinterview」を中心とする当社サービス群においては、積極的なマーケティング施策により国内事業法人及び海外顧客の新規拡大が寄与しました。また、国内のコンサルティング・ファームとの良好な取引関係のもと、当社への依頼は前年同期間に比べて増加しております。このほか、「ビザスクexpert survey」、「ビザスクpartner」「ビザスクlite」などのサービスも順調に成長を続けております。

また、当社は、エキスパートネットワークサービス事業を、米国を中心 にグローバルに展開しているColeman Research Group, Inc.（本社：米国ニューヨーク州、CEO：Kevin C. Coleman、以下「Coleman社」といいます。）の発行済株式を2021年11月1日（日本時間）に100%取得し、子会社化しております。これにより、同社の業績を第4四半期連結会計期間から連結しております。Coleman社は、主に米国におけるコンサ

ルティング・ファームや金融機関を対象にスポットコンサル設営サービスやサーベイを提供しており、当社と類似した事業を展開しております。本買収により、両社がそれぞれ持つアドバイザー登録者基盤、顧客基盤及びプロダクトを相互に活用することができ、これにより様々な事業シナジーを獲得することが可能であると考えております。例えば、当社の国内法人クライアントにおいて益々増加している、米国を筆頭とした海外に関する情報収集のニーズに対しては、Coleman 社のアドバイザーをマッチング候補に加えた上で、より精度が高いマッチングを、よりスピーディーに、より生産性高く提供することが可能となると想定しております。また、より多くの顧客・アドバイザーが当社プラットフォームに集うことにより、プラットフォームとしての魅力が増すことやブランド力が向上すること、アドバイザーやクライアントの稼働率上昇、また主力サービスだけではなく多様なサービス活用が相乗効果的に増加することも期待され、更なる加速度的な事業拡大を追求できるものと考えております。以上より、本買収は、グローバル展開を加速させ、ナレッジプラットフォームの拡大と強化を目指す当社グループの戦略に沿うものであり、企業価値の向上に資するものであると考えております。

以上の結果、当連結会計年度末時点での登録者数は46万人超、グローバル7拠点、取扱高5,693百万円（Coleman社の第4四半期会計期間のみを連結）となりました。

また、当連結会計年度における営業収益は3,702,461千円（前年同期比130.78%増）、営業損失112,430千円（前年同期は208,448千円の営業利益）、経常損失389,762千円（前年同期は197,232千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失475,557千円（前年同期は201,953千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。営業損失等が発生した理由は、本買収において必要となる費用（営業費用の支払報酬等として688百万円、営業外費用として261百万円、計949百万円）が発生したことによるものです。

なお、当社グループは知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、工具、器具及び備品に29,397千円であります。主に、人員の増加に伴う情報機器の取得によるものです。

③ 資金調達の状況

2021年11月に、Coleman社を買収することを目的として、A種種類株式並びにB種種類株式を発行し、8,881百万円の増資、及び、当該目的のために新株予約権を発行し、33百万円の払込を受けております。このほか、新株予約権の行使による払込があります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

米国企業のColeman社の買収を目的として同社の株式を100%取得しております、同社の株式を11,904百万円計上しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び収益の状況

区分	第7期 (2019年2月期)	第8期 (2020年2月期)	第9期 (2021年2月期)	第10期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
営業収益(千円)	—	—	1,604,316	3,702,461
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	—	—	197,232	△389,762
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	—	—	201,953	△475,557
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)(円)	—	—	23.39	△63.20
総資産(千円)	—	—	1,969,142	18,750,755
純資産(千円)	—	—	1,020,182	10,048,420
1株当たり純資産(円)	—	—	116.00	121.85

- (注) 1. 前連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第8期以前の状況は記載しておりません。
2. 第10期における1株当たり当期純損失の算定上、A種優先株式及びB種優先株式にかかる優先配当額を、親会社株主に帰属する当期純損失の額から控除して算定しております。
3. 第10期における1株当たり純資産の算定上、純資産の額から新株予約権並びに優先株式払込額を控除して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第7期 (2019年2月期)	第8期 (2020年2月期)	第9期 (2021年2月期)	第10期 (当事業年度) (2022年2月期)
営業収益(千円)	614,204	983,978	1,604,316	2,598,273
経常利益(千円)	24,075	57,252	193,811	175,277
当期純利益(千円)	27,488	52,872	198,771	137,128
1株当たり当期純利益(円)	3.58	6.88	23.02	5.56
総資産(千円)	480,628	648,216	1,973,070	15,890,398
純資産(千円)	46,170	99,672	1,015,377	10,133,910
1株当たり純資産(円)	△56.46	12.97	115.45	131.32

- (注) 1. 当社は、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 第7期の事業年度末における1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 第7期における1株当たり当期純利益の算定上、優先株主が有する剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
4. 2019年8月28日付でA種優先株主及びA-2種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA-2種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びA-2種優先株主にA種優先株式及びA-2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びA-2種優先株式の全てを消却しております。
5. 第10期における1株当たり当期純損失の算定上、A種優先株式及びB種優先株式にかかる優先配当額を、当期純損失の額から控除して算定しております。
6. 第10期における1株当たり純資産の算定上、純資産の額から新株予約権並びに優先株式払込額を控除して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
VISASQ SINGAPORE PTE. LTD.	350,000 シンガポールドル	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営
Coleman Research Group, Inc.	USD 20,258.82	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営
Coleman RG, Inc.	0	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営
Coleman Research Limited	GBP 100	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営
Coleman Research Hong Kong Limited	HK 1,000	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営
Virtual Knowledge Exchange, LLC.	0	100.0	IP開発

- (注) 1. 2021年11月1日にColeman Research Group, Inc.の全株式を取得し、同社及びその子会社を連結子会社といたしました。
2. Virtual Knowledge Exchange, LLC.は休眠会社であります。

(4) 対処すべき課題

① 知見提供サービスの多様化

当社グループは、様々な知見提供サービスを設営・提供しておりますが、知見提供の態様は様々な形があると考えられ、常に新たなサービスの提供機会を模索しております。顧客ニーズに合致するサービスを開発していくことは重要な経営上の戦略であると考えており、こうした新たなサービス開発を通じて、世界中の知見の流動性を高める、また、顧客ヒアドバイザー双方の満足度の向上に努めてまいります。

② 海外市場での事業戦略の展開及びクライアント基盤の拡充並びに既存顧客との取引の拡大

当社グループは、設立以来、コンサルティング会社や金融機関を中心¹にクライアント基盤を拡充してまいりましたが、近年においては、製造業などの事業会社への営業活動も積極的に行っております。その結果、各属性のクライアント基盤が着実に成長しております。また、当社は、2021年11月に、米国で同業を営むColeman Research Group, Inc.

(以下、「Coleman社」)の株式を100%買収し、同社が有する顧客基盤、アドバイザー基盤、テクノロジー等と当社の事業の統合を通じて、グローバルな事業戦略を展開しております。

また、潜在的な顧客群が広く存在しており、特に国内においては、当社サービスの需要を喚起し、利用を促進する余地が大きいと認識しております。

今後の取り組みとして、クライアントの属性別に効率的な施策を行い、クライアント基盤の拡充を行います。併せて、既存のクライアントについては、質の良いサービスの提供や販促活動を通じて、経年的に取扱高が拡大することを目指してまいります。

③ 知見データベースの拡充

当社グループが提供あるいは仲介することのできる知見は、当社グループにおける登録者の人数や質、多様性に依存しており、それは同時に当社サービスの質に重要な影響を及ぼします。当社グループは、2022年2月現在で46万人を超える登録者を有しておりますが、顧客満足度の向上を目指し、海外でのアドバイザー獲得も積極的に検討するほか、業界、職域、地域等の複合的な観点で登録者の拡充を進めてまいります。

④ 人材の獲得

人材の確保は当社グループの事業成長において不可欠であります。優秀な人材を獲得すること及び在籍している人材のスキルを高めていくこと、また、効果的かつ効率的な組織体制を構築して事業効率を追求することは重要な課題の一つです。採用市場は近年逼迫しておりますが、知人紹介や人材紹介会社等の多様な採用チャネルを活用し、人材の獲得を進めてまいります。また、組織の拡大に応じた人事制度を設計することや、教育制度等を拡充することにより、人材の成長を促進してまいります。

⑤ 業務プロセスの効率化及び高度化

当社グループの事業は、必ずしも成熟した業態ではないため、システム開発に知見のあるシステムエンジニアや、当社業務に精通した人材及び内部監査や法令・会計等に知見のあるメンバーが協働して、安定的かつ効率的な事業運営を目指していくことが重要であると認識しております。これらは、法的リスクやレビュー・リューションリスクなどのリスクを低減すると同時に、事業収益性の向上に結びつくため、継続して取り組んでまいります。

⑥ 安心なサービス利用の促進

アドバイザーに対するコンプライアンス・トレーニングの機会の確保によって適切な知見提供取引の実施を促進するとともに、アドバイザーの本人確認手続等を通じて顧客とアドバイザー双方が安心して当社サービスを利用できるように、努めてまいります。

⑦ 個人情報保護の対応

プラットフォーム事業者の個人情報の取扱いと保護に対し、近年、世界中で高い関心が寄せられています。当社は、個人情報や、個人が有する知見並びにその取引データを大量に保有しております。その情報価値の高さは競争優位性や事業収益性に直結するものであり、また、当社グループが情報を適切に管理することは、中長期的な当社グループの事業成長に不可欠な要素であると認識しております。このような観点のもと、情報セキュリティ・システムを継続的に強化するとともに、欧州GDPRに代表される各国の個人情報保護に対する法体制の整備に留意し、個人情報保護の社内体制整備を進めてまいります。なお、当社は、2016年9月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）からプライバシーマーク制度の認証を受けております。

(5) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

グローバルENS (Expert Network Service) 主要顧客層：コンサルティングファーム、機関投資家、プライベートエクイティなど	
ビザスクinterview/ Coleman 1-on-1 Consultations	顧客のニーズに応じて、ビジネス知見を有するアドバイザーと顧客の1時間単位のインタビュー/電話会議を、ビザスク/Colemanのメンバーが設営するサービス
ビザスク expert survey/ Coleman Expert Surveys	オンライン・アンケート形式で、多数のアドバイザーの知見を一度に収集することをサポートするサービス
国内事業会社向けプラットフォーム 主要顧客層：国内事業会社	
ビザスクinterview	顧客のニーズに応じて、ビジネス知見を有するアドバイザーと顧客の1時間単位のインタビュー/電話会議を、ビザスク/Colemanのメンバーが設営するサービス
ビザスク expert survey	オンライン・アンケート形式で、多数のアドバイザーの知見を一度に収集することをサポートするサービス
ビザスクpartner	幅広い業界のアドバイザーが柔軟な時間設定でご支援
ビザスクproject	顧客企業の新規事業社内提案制度等において、「ビザスクinterview」や「ビザスクexpert survey」等を組み合わせて活用し、当社がプロジェクト型で顧客企業による新規事業の創出等を総合的に支援するサービス
ビザスクweb展示会	登録アドバイザー全員から募る「アイデア募集」サービス
ビザスクboard	社外取締役、監査役のマッチング・サービス
ビザスクreport	調査設計からデスクトップサーチ、インタビュー、レポートの作成まで一気通貫で支援
ビザスクlite	当社のwebプラットフォーム上で、顧客がアドバイザー選定等のマッチングを自らを行い、スポットコンサルを実施するセルフマッチング形式のサービス

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年2月28日現在)

① 当社

本社	東京都目黒区
----	--------

② 子会社

VISASQ SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国
Coleman Research Group, Inc.	アメリカ合衆国
Coleman RG, Inc.	アメリカ合衆国
Coleman Research Limited	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
Coleman Research Hong Kong Limited	香港
Virtual Knowledge Exchange, LLC.	アメリカ合衆国

(7) **使用人の状況** (2022年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
416 (15) 名	272 (11) 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート、契約社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 2021年11月1日にColeman Research Group,Inc.の全株式を取得し、同社及びその子会社を連結子会社としたため、使用人数が大幅に増加しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
168 (12) 名	31名増 (8)	30.8歳	2.1年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート、契約社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	3,189,000千円
株式会社三井住友銀行	735,937千円
株式会社日本政策金融公庫	190,000千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式	30,651,183株
A種種類株式	75,000株
B種種類株式	13,817株

(注) 2021年10月20日開催の臨時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、2021年10月20日付で、発行可能株式総数を普通株式30,651,183株、A種種類株式75,000株、B種種類株式13,817株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数

普通株式	9,028,850株 (自己株式75株を含む)
A種種類株式	75,000株
B種種類株式	13,817株

(注) 2021年12月31日を払込期日とする第三者割当増資による新株の発行により、発行済株式の総数はA種種類株式75,000株、B種種類株式13,817株増加しております。

(3) 株主数

4,938名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
	普 通 株 式	
端 羽 英 子	4,444,600	48.7
A - F u n d I I , L . P .	558,700	6.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	499,100	5.4
株式会社日本カストディ銀行 (信託 口)	237,800	2.6
住 友 生 命 保 優 相 互 会 社	190,700	2.0
株式会社日本カストディ銀行 (証券 投 資 信 託 口)	181,100	1.9
楽 天 証 券 株 式 会 社	169,800	1.8
UBS AG LONDON A/C IPB S E G R E G A T E D C L I E N T A C C O U N T	138,500	1.5
CA Startups Internet Fund 2号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	122,600	1.3
瓜 生 英 敏	89,450	0.9

- (注) 1. 2022年2月8日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、田畠正吾氏が2022年2月2日現在で365,000株（株券等保有割合4.00%）の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。
2. 2022年1月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、みずほ証券株式会社が2022年1月14日現在で747,500株（株券等保有割合8.20%）の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。

(5) 株式会社の株式に関する重要な事項

当連結会計年度中における新株予約権の行使により、普通株式の発行済株式の総数は239,400株増加しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	端 羽 英 子	CEO Coleman Research Group,Inc. 取締役
取締役	瓜 生 英 敏	グローバルCSO Coleman Research Group,Inc. 取締役 株式会社マネーフォワード 社外監査役
取締役	Kevin C. Coleman	Coleman Research Group,Inc. CEO
社外取締役	堅 田 航 平	五常・アンド・カンパニー株式会社 CFO Kipp Financial Technologies株式会社 社外監査役 ハルモニア株式会社 社外監査役
社外監査役 (常勤)	久 保 雅 子	-
社外監査役	青 山 正 明	スマートキャピタル株式会社 パートナー 株式会社ABEJA 社外監査役 株式会社P・マインド 社外監査役
社外監査役	上 垩 喜 章	ロードスター・キャピタル株式会社 社外監査役

- (注) 1. 常勤監査役久保雅子氏は、弁護士資格保有者（未登録）として、企業法務やコンプライアンスに精通しており、法律的側面における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
2. 監査役青山正明氏は、コンサルティング会社、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
3. 監査役上埜喜章氏は、監査法人や金融機関での豊富な経験に基づく、会計分野における幅広い見識を有しております。
4. 2021年5月28日開催の定時株主総会において、端羽英子氏、瓜生英敏氏、安岡徹氏及び堅田航平氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 2021年10月20日開催の臨時株主総会において、Kevin C. Coleman氏が取締役に選任され、就任いたしました。
6. 2021年11月30日をもって、安岡徹氏は取締役CFOを辞任いたしました。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役とともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員及び子会社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の当社取締役を含む被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人等の報酬について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。
- ・取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定するものとする。
- ・業績連動報酬等については、当期の営業収益と営業利益の目標値に対する達成率に応じて算出された額を支給する。
- ・業績連動報酬等が報酬全体に占める割合は、約0%から約50%の範囲内で設定するものとする。
- ・業績連動報酬等は賞与として、事業年度終了後4ヶ月以内に年1回支給するものとする。
- ・個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役に委任するものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び営業収益及び営業利益の目標値に対する達成率を踏まえた業績連動報酬等の評価配分とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額（百万円）		対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	44 (2)	37 (2)	7 (-)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8 (8)	8 (8)	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	52 (10)	52 (10)	7 (-)	7 (4)

- (注) 1. 上表には2021年11月30日付けで退任した取締役1名を含んでおります。
2. 当社の期末時点での取締役の員数は注記1の取締役を含めて、5名（うち社外取締役1名）であります。上表の対象となる役員の員数と相違しているのは、無報酬の取締役が1名含まれているからであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2021年10月20日開催の臨時株主総会において、年額6,400万円以内（うち社外取締役分240万円以内）と決議いたしております（ただし、使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役1名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2021年5月28日開催の定時株主総会において、年額820万円以内と決議いたしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 業績連動報酬等にかかる業績指標は当期の営業収益と営業利益の目標値に対する達成率であり、その実績は前記1. 「企業集団の現況」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由としては当社の成長において営業収益の拡大が成長に重要な要素であり、また一方で当期の営業利益の水準とも適切なバランスを取る必要があるからであります。当社の業績連動報酬はその達成率に応じて算定された額を支給しております。
6. 当事業年度においては、2021年5月28日開催の取締役会にて代表取締役端羽英子に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び営業収益及び営業利益の目標値に対する達成率を踏まえた業績連動報酬等の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したからであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役堅田航平氏は、五常・アンド・カンパニー株式会社のCFO並びにKipp Financial Technologies株式会社及びハルモニア株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外監査役青山正明氏は、スマートキャピタル株式会社のパートナー及び株式会社ABEJA並びに株式会社P・マインドの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外監査役上埜喜章氏は、ロードスター・キャピタル株式会社の社外監査役であります。当社とロードスター・キャピタル株式会社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 堅田航平	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回すべてに出席いたしました。 主に経営・財務の豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では当該観点から積極的に意見を述べており、経営の監督と助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
監査役 久保雅子	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回すべて、監査役会13回のうち13回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において法律的側面における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 青山正明	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回すべて、監査役会13回のうち13回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、コンサルティング会社、金融機関における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 上埜喜章	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回すべて、監査役会13回のうち13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、監査法人、金融機関における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、米国子会社とのPMI関連業務に係るコンサルティング業務についての対価25百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、これまで配当を実施しておらず、今期も配当は実施いたしません。しかしながら、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

内部留保資金については、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として、有効に活用していく方針であります。

当社の剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本方針としており、その他年1回の中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、期末配当及び中間配当のいずれも取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会を原則として毎月1回開催することに加え、必要があるときは臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行状況を監督する。
2. 取締役及び使用人は取締役会規程、業務分掌規程等の社内規程に従い業務を執行する。
3. 取締役及び使用人は法令または定款に関する違反が発生し、または、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理については、取締役会議事録、その他の重要な文書及び情報は書面または電磁的記録媒体等へ記録し、文書管理規程の定めに従い、適正に保存及び管理する。
2. 取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的风险についてはコーポレートグループが中心となり、代表取締役が統括する。
2. 不測の事態が発生した場合は代表取締役を対策責任者として、取締役、監査役及び代表取締役が指名した使用人により構成された対策会議において対応を行い、損害の拡大を防止する。
3. 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定期取締役会を開催する。また、必要があるときは臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。

2. 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。
 3. 取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合は、補助を行う使用者を配置する。
 2. 監査役の職務を補助すべき使用者についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査役に事前の同意を得る。
 3. 監査役の職務を補助すべき使用者は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。
- ⑥ 当社の取締役及び使用者の監査役への報告に関する体制
1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
 2. 取締役及び使用者は重大な法令・定款違反もしくは当社の事業に重大な影響をおよぼす事項が発生し、または、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。
- ⑦ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用者に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。
 2. 前項の内容を当社の役員及び使用者に周知徹底する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。

2. 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努める。
 2. 監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
- 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
- ① 取締役の職務の執行について
- 取締役会を20回開催し、取締役及び監査役の出席の下、議案の決議や報告、また重要な経営戦略等の事項を協議しております。
- ② 監査役の職務の執行について
- 監査役会を13回開催した他、会計監査人を含めた三様監査や取締役へのヒアリングなどを実施しております。
- ③ コンプライアンスについて
1. コンプライアンス規程やマニュアルを定め、入社時だけでなく入社後も適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。
 2. 内部通報規程を定め、社内だけでなく弁護士事務所への外部窓口も設定し、全社員に周知しております。
- ④ 内部監査について
- 内部監査担当者が監査役の協力を仰ぎ、内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,076,265	流動負債	2,996,306
現金及び預金	3,123,052	買掛金	236,446
売掛金	1,633,940	未払金	532,913
その他	330,774	未払法人税等	84,199
貸倒引当金	△11,502	1年内返済予定長期借入金	490,250
固定資産	13,674,490	前受金	1,202,622
有形固定資産	66,804	賞与引当金	389,468
建物附属設備	21,901	その他の	60,407
工具、器具及び備品	202,991	固定負債	5,706,028
減価償却累計額	△158,088	長期借入金	3,624,687
無形固定資産	13,396,299	繰延税金負債	2,081,340
ソフトウエア	53,736	負債合計	8,702,334
マーケティング関連資産	224,811	(純資産の部)	
技術関連資産	1,448,533	株主資本	9,457,832
顧客関連資産	4,184,810	資本金	422,023
アドバイザー関連資産	1,361,069	資本剰余金	9,229,330
のれん	6,123,337	利益剰余金	△193,242
投資その他の資産	211,387	自己株式	△278
敷金及び保証金	86,884	その他の包括利益累計額	524,013
繰延税金資産	68,837	為替換算調整勘定	524,013
長期投資	32,468	新株予約権	66,574
長期前払費用	23,196	純資産合計	10,048,420
資産合計	18,750,755	負債純資産合計	18,750,755

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			3,702,461
営 業 費 用			3,814,892
営 業 損 失			112,430
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		24	
補 助 金 収 入		6,708	
受 取 家 賃		3,054	
			9,787
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		22,121	
為 替 差 損		2,017	
資 金 調 達 費 用		261,681	
そ の 他		1,298	287,119
経 常 損 失			389,762
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			389,762
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		177,220	
法 人 税 等 調 整 額		△91,425	85,795
当 期 純 損 失			475,557
親会社株主に帰属する当期純損失			475,557

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,126,485	流动負債	2,131,800
現金及び預金	2,297,008	買掛金	202,061
売掛金	747,086	1年内返済予定金	490,250
前払費用	71,270	長期借入金	375,987
その他流動資産	11,119	未払費用	8,757
固定資産	12,763,912	未払法人税等	69,231
有形固定資産	23,775	未払消費税等	20,938
建物附属設備	21,901	前受金	765,725
工具、器具及び備品	66,323	前受収益	5,325
減価償却累計額	△64,450	賞与引当金	173,801
投資その他の資産	12,740,137	その他流動負債	19,721
関係会社株式	12,547,627	固定負債	3,624,687
敷金及び保証金	68,520	長期借入金	3,624,687
繰延税金資産	68,837	負債合計	5,756,487
長期前払費用	22,682	(純資産の部)	
長期投資	32,468	株主資本	10,067,336
		資本金	422,023
		資本剰余金	9,229,330
		資本準備金	347,630
		その他資本剰余金	8,881,700
		利益剰余金	416,261
		その他利益剰余金	416,261
		繰越利益剰余金	416,261
		自己株式	△278
		新株予約権	66,574
資産合計	15,890,398	純資産合計	10,133,910
		負債純資産合計	15,890,398

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	2,598,273
営業費用	2,138,977
営業利益	459,296
営業外収益	
受取利息	24
受取家賃	3,054
補助金収入	1,200
	4,278
営業外費用	
支払利息	22,121
為替差損	3,195
資金調達費用	261,681
その他の	1,298
	288,297
経常利益	175,277
税引前当期純利益	175,277
法人税、住民税及び事業税	61,339
法人税等調整額	△23,190
当期純利益	137,128

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月22日

株式会社ビザスク

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 芝 田 雅 也 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 古 谷 大 二 郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 倉 本 和 芳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビザスクの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビザスク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月22日

株式会社ビザスク

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 芝 田 雅 也 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 古 谷 大 二 郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 倉 本 和 芳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビザスクの2021年3月1日から2022年2月28日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

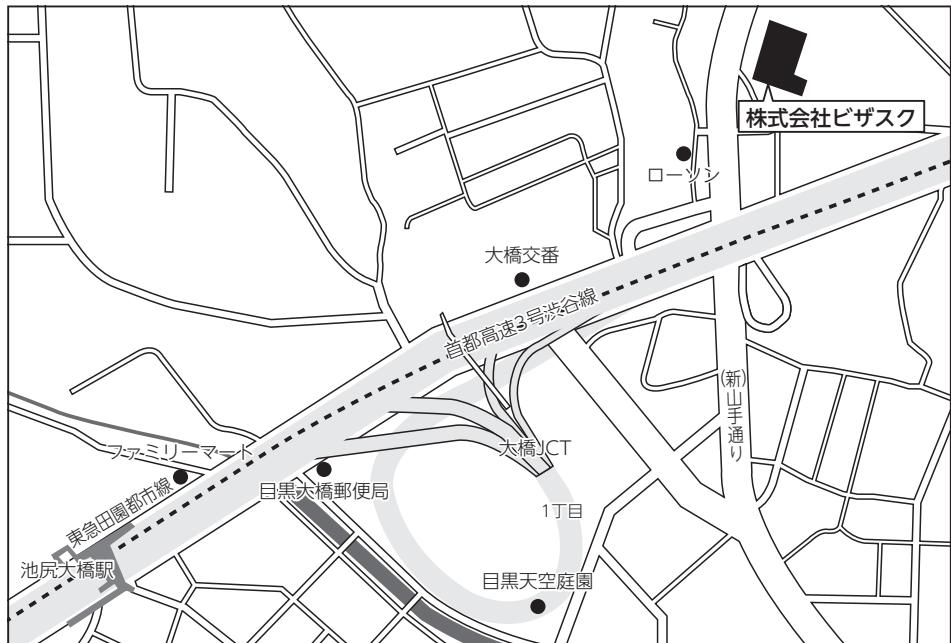
2022年4月27日

株式会社ビザスク 監査役会
常勤監査役 久保雅子印
社外監査役 青山正明印
社外監査役 上埜喜章印

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
住友不動産青葉台ヒルズ10F



交通 東急田園都市線 池尻大橋駅 北口より

京王井の頭線 神泉駅 南口より

徒歩約7分

徒歩約10分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。